

薬剤交付支援事業令和4年3月分以降についての質問

R4.4.7 現在

- Q コロナ陽性の方の慢性疾患の処方について、事業の対象になるか？
- A 処方箋に「Cov 自宅」「Cov 宿泊」の記載があり、電話等による服薬指導を行って配送したものは対象
- Q レターパック・定形外郵便の切手等まとめて購入した際の領収書の添付についてどのようにしたらよいか？
- A 領収書は購入時のものを添付。明細をわかるように薬局で保管していただく
- Q 交通費について
- A 自家用車はガソリン代も含め対象外。公共交通機関は領収書が難しい場合は明細がわかるもので可。緊急時の際のタクシー利用も可
- Q 請求書について各月郵送が必要か？
- A 令和4年3月~令和5年2月分を各月ごとにまとめておいて、令和5年3月15日までに県薬へ郵送
- Q 薬剤師が電話で服薬指導し、薬剤師以外の従事者が配送を行った場合の請求方法
- A 所定の条件を満たしていれば、200点算定と交通費実費を請求できます
- Q 補助金の請求がない場合でも、報告の対象となる処方箋がある場合は月毎の報告は必要になるか？
- A 月毎の報告が必要となります
- Q 薬局に常備している切手を使用した際の根拠として使用記録はみとめられるか？
- A 使用記録があればそれでよろしいです
- Q Cov 自宅処方箋、0410 対応処方箋をまとめて郵送した場合どのように入力するか？
- A Cov 自宅と 0410 対応と 2 行で入力してください
- Q 宅急便の伝票の控えは請求の根拠となる資料になりますか？
- A 領収書、又は請求書等金額のわかるものも添付してください
- Q 令和3年度補助金額決定通知書の送付予定はありますか？
- A 通知書の送付予定はございません

Q 調剤年月3月分について、所定の保険点数(500点・200点)の算定を開始してもよいか？

A 対象処方箋については、保険点数は算出できます

Q 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について、提出方法、提出先、該当しない場合も提出が必要か？

A 仕入控除税額が0円でも薬剤交付支援事業報告書送付先アドレスにメールにてご提出ください

Q 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の添付書類について

A 免税事業所様は添付書類の提出は必要ありません

Q 仕入控除税額報告書の1.事業実績報告による精算額は振込んでいただいた金額を記載し提出すればよいか？

A その様な対応になります